

附属機関の設置及び構成員の選任等に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、法令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三十八条の四第三項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置及び構成員の選任等に関し基本となる事項を定めることにより、適正な行政運営の確保と県民の県政への一層の参加の促進を図ることを目的とする。

(設置)

第二条 知事その他の執行機関（以下「執行機関」という。）は、総合的かつ効果的な行政の実現を図るため、法令に定めがある場合を除くほか、行政運営上特に必要と認める場合に附属機関を設置するものとする。

(構成員の男女の均等な登用)

第三条 執行機関は、附属機関を組織する委員その他の構成員（以下「構成員」という。）の男女の均等な登用を推進するため、女性の構成員の選任に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(構成員の公募による選任)

第四条 執行機関は、附属機関が担任する事務を勘案し、必要に応じて構成員の公募を行い、その応募者のうちから構成員を選任するよう努めるものとする。

(設置及び運営の見直し)

第五条 前三条に定めるもののほか、執行機関は、第一条の目的を達成するため、必要に応じて附属機関の設置及び構成員の選任その他運営に関し見直しを行うものとする。

(施行の状況の報告)

第六条 知事は、毎年度、各執行機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、議会に報告するものとする。
(委任)

第七条 この条例の実施のため必要な事項は、執行機関が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。